令和８年 10 月１日

求職活動等を行う皆さまへ

事業所名　社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会
代表者名　会長　神田　定夫

本会では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含みます。

【求職活動等における本会のルール】

１．本会では、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

２．面談・面接、ＯＢ・ＯＧ訪問に関するルール

（１）面談・面接の時間：８時 45 分～17 時 30 分

（２）場所

本会事務所、会議室、打ち合わせスペース等、本会が指定した場所

（３）実施体制

複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、本会が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う際は、必ず複数人で実施します。

（４）連絡手段

やり取りには本会の電話または Email を使用します。

（原則として、職員は本会が使用または貸与する電話、本会が管理するメールアドレスを使用します）

【相談窓口について】

本会の採用活動において、万が一、職員等から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

≪相談窓口≫　総務課　担当（電話：０５８－２５５－５５１１）